

# 中教審・大学分科会「中長期的な大学教育の在り方について」の審議状況(1)

## 〔審議事項の全体像について〕

文部科学省 高等教育局高等教育企画課・高等教育政策室長 榎本 剛

中央教育審議会(中教審)の大学分科会は、昨年九月に、鈴木恒夫文部科学大臣(当時)からの諮問を受けて、「中長期的な大学教育の在り方について」に関する審議を行っている。

この審議は、これまでの大学制度や各種施策を振り返りながら、今後の大学政策の基盤を固めようとするものであり、そのために諮問内容に関し、一つひとつ整理を行っている。昨年前半までの大学分科会の審議の中心は、学士課程教育の充実であり(その成果は同年一二月の「学士課程教育の構築に向けて(答申)」、(学士課程教育答申)に結実した)、その間は、審議の焦点や範囲が比較的絞られていたと言いうこともできる。それに対して、昨年九月以降の大学分科会の審議は、一見すると大変広く、その全体像の把握が難しいと思われることがある。

大学分科会の審議状況については、文部科学省のウェブサイト、各回の配付資料や議事録を基本的にすべて掲載することで、その情報公開と発信に努めている(<http://www.mex.go.jp/bmenu/shingai/chukyuo/chukyuo/index.htm>)。しかし、このすべての情報に目を通すのは、必ずしも容易ではないことを考慮し、この号以降、大学分科会での審議状況の概略を紹介することとした。なお、この六月には、大学分科会が「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」を取りまとめており、その内容を、本誌七月臨時増刊号の「解説」で紹介したので、あわせて参照いただきたい。

なお、この文章は、私見である。

### 〔1. 諮問の背景と概要〕

#### (1) 諮問の背景

国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が変革期を迎えており、大学教育についても、社会や学生のニーズの多様化、国境を越えた大学の教育活動の進展、人口の減少等の状況を踏まえ、その全体の在り方を検討すべき状況にある。

平成二〇年七月に策定された「教育振興基本計画」は、平成二〇年度からの五年間の中心となる施策の基本的方向の一つとして、「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」ことを掲げている。そのテーマの中で、「社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する」、「世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する」等の六つの事項を挙げている。

そのこととあわせて、「この五年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる」としている。すなわち、教育振興基本計画は、具体的な施策の実施だけでなく、中長期的な観点からの検討の必要性を言及している。

#### (2) 諮問の内容

教育振興基本計画を受けて、平成二〇年九月一日、文部科学大臣から、中教審に「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問がなされた。

それまでの大学分科会は、平成二三年の「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問に基づいた審議を行っており、今回の諮問は、七年ぶりの大学に関する諮問となった。大学の規模や質保証の在り方など、これまで必ずしも着手できなかった論点について、広範かつ具体的な見直しに関する審議を要請している。また、諮問の理由説明には、審議を要する事項として以下が付されている。

## 1. 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度と教育の在り方

- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育
- (2) 「学位プログラム」を中心とする大学制度、教育への再構成
- (3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成
- (4) 大学教育の質保証システム
- (5) 学生の履修を支援する方策

## 2. グローバル化の進展の中での大学教育の在り方

- (1) 大学の国際競争力の向上のための方策
- (2) 大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応

## 3. 人口減少期における我が国の大学の全体像

- (1) 人口減少期における大学全体の健全な発展
- (2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築
- (3) 全国レベルと地域レベルの人材養成需要に対応した大学政策

## 【2. 審議における基本的な考え方】

これらの個別の事項について、現状や課題、また、それに大学分科会での審議状況については、次号以降で順次紹介することとし、今回は、これらの諮問に関して、共通する考え方として、以下の三点を挙げておきたい。

### (1) これまでの歴史的経緯を踏まえて現状を整理

中長期的な大学教育の在り方の検討に当たっては、上記の教育振興基本計画のほか、これまでの中審の諸答申、さかのばれば、大学分科会の前身とも言える大学審議会（昭和六二年～平成一三年）の諮答申の蓄積を踏まえることが必要である。

とりわけ平成一七年一月の「我が国の高等教育の将来像（答申）」において、今後の高等教育の在るべき姿や方向性について全体像を示しており、それ以降、この答申を受けて、大学院教育と学士課程教育の在り方について議論が行われ、その結果がそれぞれ同年九月の「新時代の大学教育」や、先述の平成二〇年一二月の「学士課程教育答申」として取りまとめられている。

大学制度は、過去数十年来の様々な歴史的経緯やその際の事情に応じた整備されて現在に至っており、今後の大学制度を進展させるためには、現行の制度や施策を改めて検証し、そのよって立つ現状を再確認することが不可欠である。したがって、大学分科会の審議では、新しい制度や予算・施策の提案もさることながら、既存の制度、予算・施策の仕組みやその体系について理論的に整理し、二一世紀初頭の現時点での意義・妥当性を再確認した上で、今後の安定的な大学行政や大学運営の継続と発展のための基盤を形成することを目指している。

### (2) すべての検討において国際化とのかかわりを意識

大学は、中世ヨーロッパで登場して以降、国を越えた学生や教員の移動・交流や、国際的通用性を前提とする学位の授与など、その教育と研究は本来的にグローバルな活動を伴う。また、ヨーロッパのエラスムス計画やポロニーニャ・プロセス、また、アメリカの大学の教育研究上の優位性を背景とした国際的な活動など、教育研究活動が国を越えて展開される中、我が国の大学行政にも、国際的な展開を意識した検討と対応が求められる。したがって、大学制度の検討には、国際的な動向への留意が欠かせない。

諮問事項の二つ目の柱として、「グローバル化の進展の中での大学教育の在り方」が挙げられているが、これは今回の諮問事項に関し、大学教育のグローバルな状況を意識した検討を求めている。

ると捉えることもできる。例えば、大学教育の質の保証、学生支援の方策、量的規模の在り方、機能別分化等について、大学教育のグローバルな側面や、国際的な動向を抜きに議論することはできない。

(3) 審議事項はすべて密接に関連

上記(1)(2)に関わるが、諮問における審議事項の一つひとつは別々のものではなく、すべてが関連しあっている。したがって、これらを別々に審議することはできないとの問題意識から、個別審議事項の相互の関係性や全体性を意識すべきとの問題意識から、部会等に審議の多くをゆだねてしまおうのではなく、これまで大学分科会本体による主導的な審議が行われている<sup>※1</sup>。そのことは、本年一月に、大学分科会が、それまでの第四期としての審議経過を整理した際に図示されている(図1)<sup>※2</sup>。この図は、その時点までに審議された事項の関連性を矢印で示しており、多くの事項から発する矢印が「大学教育の公的な質保証」に集まっている<sup>※3</sup>とあり、質保証が大きな中心的課題であると認識されていることが伺える。これは、「グローバル化の進展の中で」の大学教育の在り方<sup>※4</sup>や、大学の量的規模や機能別分化等の様々な審議を行う際に、常に質保証の在り方を意識しなければならないことを意味する。

また、大学分科会が主導的に審議を行うこととしながらも、本年二月からの第五期では、議論を深化させるために部会等も設置されており、そこでの成果を受けて、七月には、審議事項の全体像があらためて図示されている(図2)<sup>※3</sup>。この図からは、大学分科会として、審議の全体性を意識しながら体系だった審議を行うのと同時に、検討事項それぞれの詳細を詰めるため、部会による集中的に審議をどのように調和させるかという課題をも表していると考えられる。

※1 第七六回大学分科会(二年二月二〇日)資料7を参照。  
 ※2 第七五回大学分科会(二年一月二六日)資料1-1を参照。  
 ※3 第八一回大学分科会(二年七月一四日)資料2-1を参照。

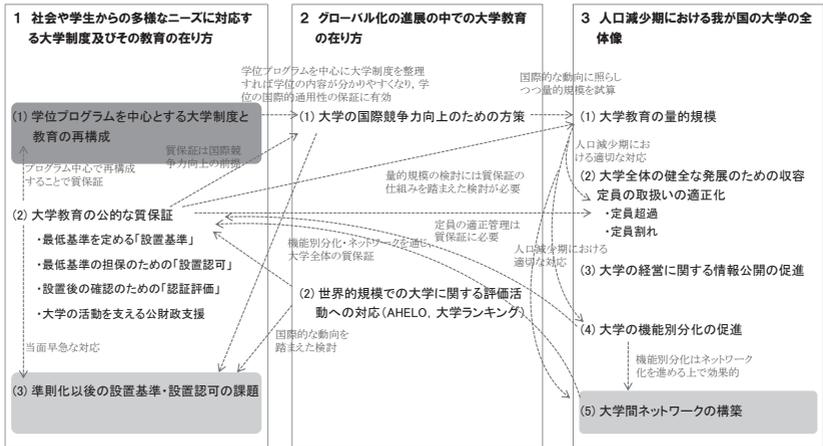


図1 諮問事項と審議状況(第75回大学分科会(1月26日)配付資料)

(第1~3に關連する各種の行財政・プログラムの検討も必要)

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>第1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育</b></p> <p>1. 社会や学生の多様なニーズに対応する大学教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の社会のニーズを見込みて授業や卒業論文教育内容</li> <li>● 大学全科会全体を通じて議論</li> <li>● 通商・通商空間との区分を明確にするなどの基盤</li> <li>● 通商・通商空間の大学に関する検討WGで検討</li> </ul> <p>◎ 大学院の教育の基盤化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学院部会で議論</li> <li>○ 学位プログラムを中心とする大学制度・教育の再構成</li> <li>○ 学位プログラムを中心に整理した場合の関係法令や大学の管理運営</li> </ul> <p>—学位プログラムWGで検討—</p>    | <p><b>第2 グローバル化の進展の中で大学教育</b></p> <p>1. 大学の国際競争力の向上のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学の国際競争力の向上の意義に、必要な方策</li> <li>○ 国際的に評価される教育を行うための方策</li> <li>○ 国際化に関する評価、国際的な情報の発信</li> </ul> <p>—グローバル化検討WGで検討—</p> <p>2. 大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諸外国の質保証の基準について、我々の質保証システムへの取り入れ</li> <li>○ 質保証システム検討WGで検討</li> <li>○ AHELO等の様々な国際的な質保証の取組に対する対応</li> </ul> <p>—AHELO-WGで検討—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際的評価活動への対応</li> <li>○ 国際的評価活動WGで検討</li> </ul> <p>—国際的評価活動WGで検討—</p> | <p><b>第3 人口減少期における我が国の大学の全体像</b></p> <p>1. 人口減少期における大学の健全な発展</p> <p>(1) 量的規模の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会人、高齢者等の大学進学やローレンス化を踏まえた量的規模(学生・修士・博士ごと、分野別・地域別)</li> </ul> <p>—規模第一検討WGで検討(大学院は大学院部会で審議)</p> <p>(2) 適正規模の観点からの自主的な組織見直しへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数大学が、一元化し、経営の効率化を図ること等を条件として、その強固な基盤や教職員等の支援</li> <li>● 計画的な定員調整の支援</li> <li>● 計画的な定員調整の支援</li> <li>● 短大の基礎的な専任教員数の見直し</li> <li>● 健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化</li> <li>● 定員割れ、定員超過の取扱いの柔軟化</li> </ul> <p>(4) 情報公開の促進</p> <p>(5) 教育研究活動、財務・経営情報の情報公開の促進</p> <p>2. 大学の機能別分化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機能別分化の促進</li> <li>(2) 大学の機能別分化の促進と公明性によるバランスの取れた支援</li> <li>(3) 機能別分化の促進と公明性によるバランスの取れた支援</li> </ul> <p>◎ 各大学の人的・物的資源の空間基盤利用の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国共同利用検討WGで検討</li> <li>○ 教育資源の共同機能やコンソーシアムへの支援</li> </ul> <p>—大学復興・大学経営部会で審議—</p> |
| <p>4. 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置基準と設置認可審査の関係</li> <li>● 定性的・定量的な基準の具体化・明確化</li> <li>● 大学としての概念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているレベルの実定化</li> <li>(2) 設置基準と認証評価の関係に関する課題</li> <li>○ 大学評価基準のうち、一定のもの共通化</li> <li>○ 認証評価の制度と設置基準の関係の明確化</li> <li>(3) 設置認可審査と認証評価における課題</li> <li>○ 機能別分化や、形骸的・事前分野別の評価</li> <li>○ プログラムと認証評価の接続と連携</li> <li>○ 専門大学等の認証評価の物別措置のZED化</li> </ul> <p>—質保証システム部会で審議—</p> | <p>5. 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生生活の場として大学を求められる機能</li> <li>● 学生の履修指導(ゼミやプログラム)を、履修指導、就職支援、経済的支援等の総合的な支援</li> <li>● 大学院博士課程の教育内容・方法の在り方及 UT/A・RA等の経済的支援方策等</li> </ul> <p>—学生支援検討WGで検討(大学院は大学院部会で審議)</p>   | <p>3. 全国レベルと地域レベルの人材養成需要に対応した大学政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的経緯を踏まえた計画的な人材養成現状と需要</li> <li>● 関連して、国立・公立の役割、さらには私立の役割</li> <li>● 設置形態別の大学の役割分担と、国公立を通じた大学の機能別分化の在り方</li> </ul> <p>—大学行財政部会で審議—</p>  |

● 具体的な改善を模範化したもの(今後その成果は必要) ◎ 現時点では、方向性の提示にとどまるもの、○ 現時点では、論点の整理にとどまるもの、今後、論点の整理が必要なもの

**図2 諮問事項と審議状況 (第81回大学分科会 (7月14日) 配付資料)**  
 (注) 紙面の都合で、大学分科会に配布したものを簡略化している